

憩いホーム湯田の里ショートステイ  
短期入所生活介護重要事項説明書  
(介護予防短期入所生活介護重要事項説明書)

令和 8 年 8 月 1 日 現在

1. 施設の概要

(1) サービスの提供場所等

|            |                           |
|------------|---------------------------|
| 運営主体       | 社会福祉法人 正寿福祉会              |
| 代表者        | 理事長 河西 正傳                 |
| 施設名        | 憩いホーム湯田の里ショート             |
| 開設年月日      | 令和6年5月15日                 |
| 所在地        | 山梨県甲府市幸町15番10号            |
| 電話・FAX番号   | 055-269-6464・055-269-6465 |
| 施設長        | 山縣 俊一                     |
| 介護保険施設指定番号 | 1970105837                |

(2) 施設の目的と運営方針

- ① 当施設は、在宅の要介護者等が短期入所し、入浴、排泄、食事等の日常生活の世話や機能訓練を提供し、利用者の方が居宅での自立した生活を1日でも長く継続できるよう支援することを目的とした施設です。(目的)
- ② 利用者が人間として、その人自ら生きる事への手助けをし、老後の人生を楽しく、心豊かな生活ができるよう、全職員で利用者一人ひとりをサポートします。(運営方針)

(3) 入所定員

25名(個室:2室 3人部屋:5室 4人室:2室)

(4) 施設の職員体制等

|             | 常勤   | 非常勤 | 業 務 内 容                                        |
|-------------|------|-----|------------------------------------------------|
| 管 理 者       | 1人   |     | 施設全体の管理、利用者の介護計画を立てる                           |
| 生活相談員       | 1人   |     | 利用者及び利用者の家族等の相談に応ずる                            |
| 看護職員        | 1人以上 |     | 利用者の健康管理、処置及び看護業務全般<br>緊急時の対応並びに医師への連絡報告       |
| 介護職員        | 9人以上 |     | 管理者、看護師の指揮監督に従い利用者の健康増進<br>及び自立の向上のための介護業務全般報告 |
| 栄 養 士       |      | 1人  | 献立及び調理業務の管理、栄養管理                               |
| 機能訓練<br>指導員 | 1人以上 |     | 日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う                 |
| 医 師         |      | 1人  | 健康管理、保健衛生指導等を行う                                |

## 2. 利用料金及び支払方法

### (1) 要介護の方

1日あたりの料金（多床室）（1単位＝10.17円）

| 介護度  | 負担割合 | 基本単位  | + | 食 費    | 滞在費  |
|------|------|-------|---|--------|------|
| 要介護1 | 1割   | 645   |   | 1,930円 | 915円 |
|      | 2割   | 1,290 |   |        |      |
|      | 3割   | 1,935 |   |        |      |
| 要介護2 | 1割   | 715   |   |        |      |
|      | 2割   | 1,430 |   |        |      |
|      | 3割   | 2,145 |   |        |      |
| 要介護3 | 1割   | 787   |   |        |      |
|      | 2割   | 1,574 |   |        |      |
|      | 3割   | 2,361 |   |        |      |
| 要介護4 | 1割   | 856   |   |        |      |
|      | 2割   | 1,712 |   |        |      |
|      | 3割   | 2,568 |   |        |      |
| 要介護5 | 1割   | 926   |   |        |      |
|      | 2割   | 1,852 |   |        |      |
|      | 3割   | 2,778 |   |        |      |

※食費内訳：朝食 530 円・昼食 840 円（おやつ込）・夕食 560 円

1日あたりの料金（個室）（1単位＝10.17円）

| 介護度  | 負担割合 | 基本単位  | + | 食 費    | 滞在費    |
|------|------|-------|---|--------|--------|
| 要介護1 | 1割   | 645   |   | 1,930円 | 1,410円 |
|      | 2割   | 1,290 |   |        |        |
|      | 3割   | 1,935 |   |        |        |
| 要介護2 | 1割   | 715   |   |        |        |
|      | 2割   | 1,430 |   |        |        |
|      | 3割   | 2,145 |   |        |        |
| 要介護3 | 1割   | 787   |   |        |        |
|      | 2割   | 1,574 |   |        |        |
|      | 3割   | 2,361 |   |        |        |
| 要介護4 | 1割   | 856   |   |        |        |
|      | 2割   | 1,712 |   |        |        |
|      | 3割   | 2,568 |   |        |        |
| 要介護5 | 1割   | 926   |   |        |        |
|      | 2割   | 1,852 |   |        |        |
|      | 3割   | 2,778 |   |        |        |

※自己負担で発生する個室料は含まれていません。

※食費内訳：朝食 530 円・昼食 840 円（おやつ込）・夕食 560 円

# 加算一覧

(単位)

| 加算項目              | 単位数                  |
|-------------------|----------------------|
| 送迎加算              | 184/回                |
| 療養食加算             | 8/回                  |
| 看護体制加算Ⅰ又はⅢ        | 4/日(Ⅰ)または12/日(Ⅲ)     |
| 看護体制加算Ⅱ又はⅣ        | 8/日(Ⅱ)または23/日(Ⅳ)     |
| 介護職員等処遇改善加算Ⅰ□又はⅡ□ | 17.6%(Ⅰ□)又は17.2%(Ⅱ□) |
| 緊急短期入所受入加算        | 90/日                 |
| 夜勤職員配置加算Ⅰ         | 13/日                 |
| 医療連携強化加算          | 58/日                 |
| 生産性向上推進体制加算Ⅰ又はⅡ   | 100/月(Ⅰ)または10/日(Ⅱ)   |
| 若年性認知症利用者受入加算     | 120/日                |
| サービス提供体制強化加算Ⅰ又はⅡ  | 22/日(Ⅰ)又は18/日(Ⅱ)     |

※加算内容に関し、体制変更や介護報酬改定がございました際には、予め書面にてご案内させていただきます。

## (2) 介護予防の方

### 1日あたりの料金(多床室)

| 介護度  | 負担割合 | 基本単位  |   | 食費     | 滞在費  |
|------|------|-------|---|--------|------|
| 要支援1 | 1割   | 479   | + | 1,930円 | 915円 |
|      | 2割   | 958   |   |        |      |
|      | 3割   | 1,437 |   |        |      |
| 要支援2 | 1割   | 596   |   |        |      |
|      | 2割   | 1,192 |   |        |      |
|      | 3割   | 1,788 |   |        |      |

※食費内訳：朝食 530 円・昼食 840 円（おやつ込）・夕食 560 円

### 1日あたりの料金(個室)

| 介護度  | 負担割合 | 基本単位  |   | 食費     | 滞在費    |
|------|------|-------|---|--------|--------|
| 要介護1 | 1割   | 479   | + | 1,930円 | 1,410円 |
|      | 2割   | 958   |   |        |        |
|      | 3割   | 1,437 |   |        |        |
| 要介護2 | 1割   | 596   |   |        |        |
|      | 2割   | 1,192 |   |        |        |
|      | 3割   | 1,788 |   |        |        |

※自己負担で発生する個室料は含まれていません。

※食費内訳：朝食 530 円・昼食 840 円（おやつ込）・夕食 560 円

# 加算一覧

(単位)

| 加算項目              | 単位数                  |
|-------------------|----------------------|
| 送迎加算              | 184/回                |
| 療養食加算             | 8/回                  |
| 介護職員等処遇改善加算ⅠⅡ又はⅢⅣ | 17.6%(ⅠⅡ)又は17.2%(ⅢⅣ) |
| 若年性認知症利用者受入加算     | 120/日                |
| 生産性向上推進体制加算Ⅰ又はⅡ   | 100/月(Ⅰ)または10/日(Ⅱ)   |
| サービス提供体制強化加算Ⅰ又はⅡ  | 22/日(Ⅰ)又は18/日(Ⅱ)     |

※加算内容に関し、体制変更や介護報酬改定がございました際には、予め書面にてご案内させていただきます。

## (3) その他の費用 (介護予防・要介護共通)

### 自己負担料金

(円)

| 減免区分                             | 食 費     | 滞 在 費      |
|----------------------------------|---------|------------|
| 第1段階                             | 300/日   | 多) 0/日     |
|                                  |         | 個) 380/日   |
| 第2段階                             | 600/日   | 多) 430/日   |
|                                  |         | 個) 480/日   |
| 第3段階①                            | 1,030/日 | 多) 430/日   |
|                                  |         | 個) 880/日   |
| 第3段階②                            | 1,360/日 | 多) 530/日   |
|                                  |         | 個) 980/日   |
| 第4段階<br>(朝 530・昼 840 おやつ込・夕 560) | 1,930/日 | 多) 915/日   |
|                                  |         | 個) 1,410/日 |

※所得に応じて介護保険負担割合証に定められている段階で自己負担額が決まります。

## 食事、滞在費以外の自己負担金額

| 項 目              | 金 額          |
|------------------|--------------|
| ① 特別な室料 (個室)     | 1,100円/日(税込) |
| ② 教養娯楽費          | 55円/日(税込)    |
| ③ フリードリンク代       | 110円/日(税込)   |
| ④ 電気代            | 55～77円/日(税込) |
| ⑤ 買い物代行          | 200円/回(税込)   |
| ⑥ 引落手数料 (ご希望の場合) | 165円/回(税込)   |
| ⑦ 行事費            | 実費           |
| ⑧ 理美容代           | 実費           |

## (4) 支払方法

当月分の利用合計料金の請求書及び明細書を、翌月の10日頃に利用者及び保証人が指定する送付先に送付し、利用者及び保証人が指定する銀行口座から同月28日に自動振替にて口座引き落としします。但し、ご希望により現金払い、振込もお受けいたします。

### 3. サービス内容

- (1) 短期入所生活介護計画（介護予防短期入所生活介護計画）の立案
- (2) 食事（食事は原則として多目的ホールでお取りいただきます。）
- (3) 入浴（一般浴槽の他、入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。原則として週2回ご利用いただきますが、利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。）
- (4) 看護全般
- (5) 介護全般
- (6) 機能訓練
- (7) 相談援助サービス
- (8) 理美容サービス
- (9) 洗濯サービス（7日以上ご利用の方は施設でも無料で行えます。ただし、縮み・紛失・破損・色落ち等がおこることもあります。ご了承ください。）

### 4. 短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）のご利用の中止

以下の事由に該当する場合、利用者でもサービスを中止し、退所していただく場合があります。

- (1) 利用者が中途退所を希望した場合
- (2) 入院治療が必要と判断される場合
- (3) 利用中に体調が悪くなった場合
- (4) 他の利用者の生命又は健康に重大な影響を与える行為があった場合

### 5. 協力医療機関等

当事業所は利用者の状態が急変した場合、下記の医療機関に協力を頂き速やかに対応します。

属託医 露木耳鼻咽喉科医院（院長 露木弘光）

住所 山梨県甲府市中央4丁目9-2

尚、緊急時の場合は、予め契約時に指定された連絡先に連絡します。

### 6. サービスの利用方法

#### (1) サービス利用の申し込み

介護支援専門員（ケア・マネージャー）へお申し込みください。

ご利用期間決定後、契約を締結いたします。ご利用の予約は4ヶ月前からできます。

尚、「介護保険負担限度額認定証」をお持ちの方は、利用契約時にご提示下さい。

ご提示がない場合は、通常利用料金となりますのでご留意下さい。

#### (2) サービス利用契約の終了

##### ① お客様のご都合でサービス利用契約を終了する場合

実際に短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）をご利用中でなければ、文書でのお申し出によりいつでも解約できます。この場合、その後の予約は無効となります。

##### ② 自動終了

下記の場合は、双方の通知がなくても、自動的に契約を終了し、予約は無効となります

(一) お客様が介護保険施設に入所した場合

(二) お客様がお亡くなりになった場合

(三) 介護保険給付でサービスを受けているお客様の要介護等区分が、非該当（自立）と認定された場合

### 7. 施設利用にあたっての留意事項

(1) 設備及び備品等：設備や備品等は大切に扱って下さい。

(2) 飲酒及び喫煙：施設内での飲酒、喫煙はご遠慮下さい。

- (3) 金銭及び貴重品：金銭・貴重品は極力持ち込まないようお願いします。
- (4) 宗教活動：個人的なお祈りは自由ですが、鉦・太鼓・大声など他の方にご迷惑になるようなことはご遠慮下さい。
- (5) 所持品及び備品：所持品、備品等の持ち込みは、最小限にお願いします。必要物品、数量等は別途ご説明します。
- (6) 面 会：原則として当事業所の営業時間内をお願いします。
- (7) 外 出：利用者又は保証人から申出があった場合、ご相談に応じます。尚、食事止めは外出日の前日正午までにお申し出下さい。正午以降のお申し出は、お食事代金が発生しますのでご留意下さい。

## 8. 非常災害対策

- (1) 災害時の対応：自主防災組織を編成し、平時から訓練を行い非常災害時に備えます。
- (2) 防災設備：自動火災報知設備 拡声(非常放送)設備 消火器 排煙窓 誘導灯 非常用照明器具
- (3) 防災訓練：年2回実施
- (4) 防火管理者：山縣 俊一
- (5) 消防計画等：消防計画及び非常災害対策計画策定済

## 9. 事故発生時の対応

- (1) 事故発生時には、まず応急対応を行い、緊急連絡先へ連絡します。
- (2) 必要に応じて主治医、市町村等へ速やかに連絡いたします。
- (3) 万が一の事故に備え損害保険に加入しております。
- (4) 事故の再発防止、未然防止に努めます。

## 10. 施設によるサービス利用契約の解除

- (1) 利用者の体調が良好でなく、施設での生活に支障があると判断された場合。
- (2) 利用者又はその家族等が、当事業所の支払を3ヶ月以上遅延し、料金の支払いを催促したにもかかわらず14日以内に支払わない場合。
- (3) 本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合。
- (4) やむを得ない事情により施設の閉鎖もしくは縮小する場合は、1ヶ月前までに文書で通知することにより、サービスの契約を終了させていただくことができます。尚、この場合、契約終了後の予約は無効となります。

## 11. 要望及び苦情等の相談

短期入所生活介護に関する相談、苦情及び要望等(以下「苦情」とします)については、下記の窓口にて対応します。

### (1) 施設の苦情窓口

苦情受付担当者：ショーツステイ生活相談員 佐々木円  
 苦情解決責任者：ショーツステイ管理者 山縣 俊一  
 受付時間：8時30分～17時20分(休業日を除く)  
 電話番号：055-269-6464

### (2) 苦情対応の基本的手順

①苦情の受付 ②苦情内容の確認 ③苦情解決責任者への報告 ④苦情解決に向けた対応の実施 ⑤原因究明 ⑥再発防止、改善の措置 ⑦苦情解決責任者への最終報告

(3) 施設以外の苦情相談窓口

○市町村 各町村介護保険担当窓口

・甲府市長寿介護課経営係 055(237)5473  
営業時間：月～金（土日除く） 8：30～17：15

・笛吹市保健福祉部介護保険課 055(261)1903  
営業時間：月～金（土日除く） 8：30～17：15

・中央市長寿推進課 055(274)8556  
営業時間：月～金（土日除く） 8：30～17：15

○国民健康保険団体連合会

介護・保険者支援課 055(223)9201  
営業時間：毎週水曜日 9：00～16：00

12. 第三者評価の実施の状況

- ・未実施

以上、短期入所生活介護の提供にあたり、上記のとおり重要事項及び個人情報の使用等について、説明しました。尚、本書は契約締結の際には了承、契約書の別紙(一部)となることをご了承ください。

令和 年 月 日

|     |       |                   |
|-----|-------|-------------------|
| 事業者 | 住 所   | 山梨県甲府市若松町4番15号    |
|     | 電 話   | 055-269-7808      |
|     | 事業者名称 | 社会福祉法人 正寿福社会      |
|     | 代 表 者 | 理事長 河西 正傳         |
| 事業所 | 住 所   | 山梨県甲府市幸町15番10号    |
|     | 電 話   | 055-269-6464      |
|     | 事業者名称 | 憩いホーム湯田の里 ショートステイ |
|     | 施 設 長 | 山縣 俊一             |

サービス提供にあたり、重要事項説明等により重要事項の説明を受けました。

説明同意者氏名 印

憩いホーム湯田の里 ショートステイ

説明者氏名 生活相談員 佐々木 円 印